

令和7年度岩沼市定額減税補足給付金（不足額給付）

対象者／令和6年中の合計所得金額が1,805万円以下であり、**令和6年度に実施した当初調整給付金に不足等が生じた方**などで、次の「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」に該当する方

※所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けた方は対象外です。

※定額減税前の所得税および個人住民税所得割が0円で、低所得者世帯向け給付の対象世帯に該当した方は対象外です。

不足額給付Ⅰ

対象者／令和5年所得に比べて令和6年所得が減少した方、子どもの出生などで扶養親族が増えた方 など

給付額／令和6年度当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどによる、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との差額（1万円単位切上）

不足額給付Ⅱ

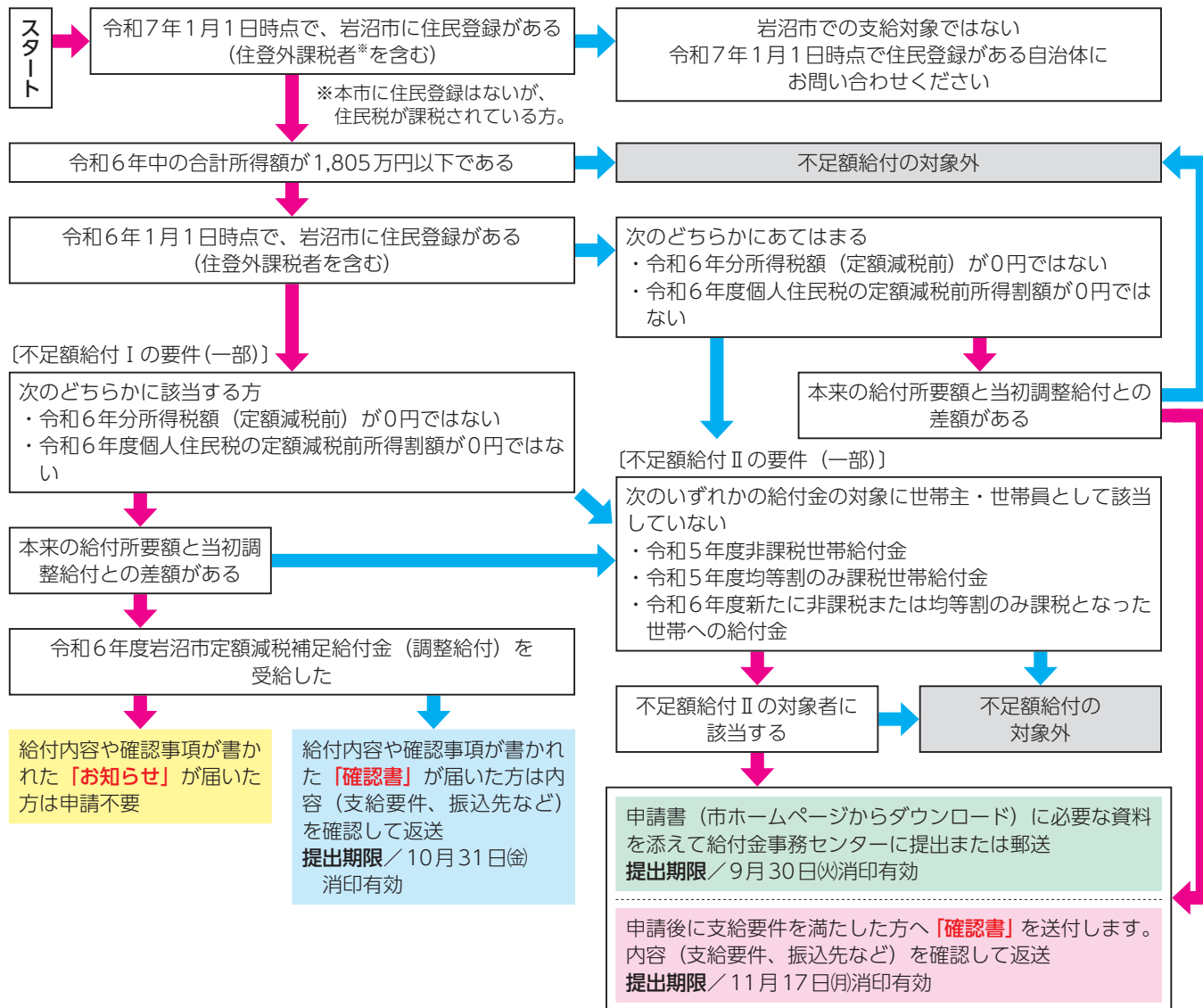
対象者／青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の方 など

給付額／原則4万円

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円。

定額減税補足給付金（不足額給付）の該当フローチャート

※本フローチャートは参考であり、給付金の支給可否を保証するものではありません。



※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

給付金事務センターは、8月1日(金)から開設します。

申請・問／給付金事務センター（〒989-2480 桜一丁目6番20号 市役所1階旧食堂

☎23-0369、平日9時～17時）



▲市ホームページ